

解答は別紙の解答欄に記入しなさい。

I 次の文章（イ～ニ）を読んで、文中の空欄（A～R）に該当する適当な語句をそれぞれの語群の中から選び、1～9の数字を、語群の中に適当な語句がない場合は0を、解答欄に記入しなさい。

(イ) 織田信長は、美濃の斎藤氏を滅ぼして岐阜城に移ると、城下の（ A ）に（ B ）を出した。信長はまた、足利義昭を將軍に擁立したが、やがて敵対関係となり、（ C ）年に義昭を京都から追放した。反信長陣営の一角である朝倉義景が居城を攻められ自害すると、信長配下の柴田勝家が（ D ）を拠点に北陸を経営することとなる。信長は越前の一向一揆を鎮圧した後、石山本願寺を攻めたが、（ E ）の仲介で講和が成り、法主の顯如が同寺を退去した。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|-------|
| 1 撰銭令 | 2 毛利輝元 | 3 1573 | 4 一乗谷 | 5 楽市令 |
| 6 1575 | 7 加納 | 8 国友 | 9 正親町天皇 | |

(ロ) 本能寺の変後の山崎の戦いで勝利した羽柴秀吉が、翌年の賤ヶ岳の戦いで柴田勝家を破ると、秀吉に従った（ F ）は加増を受け、金沢を拠点とした。秀吉は小牧・長久手の戦いを経て全国各地を転戦する一方で、領地を積極的に推進し、（ G ）を構成した浅野長政・石田三成・（ H ）もそれに関与している。秀吉は諸大名から国郡別の石高を記した（ I ）を徵収したが、これは朝鮮出兵時の軍役負担の台帳ともなった。

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|-------|
| 1 御内書 | 2 増田長盛 | 3 宇喜多秀家 | 4 五奉行 | 5 三奉行 |
| 6 前田利家 | 7 五大老 | 8 領知判物 | 9 佐々成政 | |

(ハ) 秀吉は（ J ）を通して朝鮮国王に日本への服属と明征服時の先導役を求め、これが実現しない中、文禄・慶長の両度にわたり大軍を朝鮮に派兵した。文禄の役では（ K ）の戦いの後、（ L ）により和平工作が図られたが、交渉は決裂した。そして慶長の役に突入するが、戦線の膠着と秀吉の死により日本軍は撤退した。この朝鮮侵略以降、西日本では朝鮮人陶工による（ M ）が始まった。また、朝鮮から連行された（ N ）は日本の儒学者に大きな影響を与えた。

- | | | | | |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 1 姜沆 | 2 碧蹄館 | 3 高山国 | 4 お国焼 | 5 蔚山城 |
| 6 常滑焼 | 7 山田長政 | 8 小西行長 | 9 李退溪 | |

(ニ) 江戸幕府を開いた徳川家康は、朝鮮との講和を実現する一方で、（ O ）・カンボジア・アンナンなどに書簡を送り友好関係を深めた。また、諸大名に国絵図と（ P ）の作成を命じて、全国の支配権を示した。將軍職を秀忠に譲って大御所となった後、家康は武家諸法度を秀忠の名で発布した。その条文には、（ Q ）や分国法などの規定が盛り込まれており、（ R ）年に

将軍職を継いだ家光以降も、武家諸法度は改定されていった。

- | | | | | |
|-------|---------|----------|--------|--------|
| 1 ゴア | 2 一国一城令 | 3 寺院本末帳 | 4 1632 | 5 建武式目 |
| 6 シャム | 7 1623 | 8 喧嘩両成敗法 | 9 宗門改帳 | |

II 次の文章（イ～ハ）を読んで、文中の空欄（A～O）に該当する適当な語句をそれぞれの語群の中から選び、1～9の数字を、語群の中に適当な語句がない場合は0を、解答欄に記入しなさい。

(イ) (A) 年、琉球では (B) 王の尚巴志が統一を果たし、(C) を王府とする琉球王国が成立した。琉球王国は明との冊封関係を保ちながら、東南アジア一帯に中継貿易をおこない、(D) は交易市となって栄えたが、その後、ポルトガルなどが東南アジアに進出してくるとその利益を奪われ衰頼していった。(E) 年には島津家久により軍事的に征服され、琉球は島津氏の属領となったが、明の冊封は維持され日明両属の関係を続けた。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|------|
| 1 1429 | 2 1549 | 3 1609 | 4 1614 | 5 山北 |
| 6 山南 | 7 那覇 | 8 釜山 | 9 十三湊 | |

(ロ) 江戸時代を通じて、琉球王国は、将軍の就任に際しては慶賀使、琉球王の就任に際しては(F) をそれぞれ幕府のもとに派遣した。(G) 年、明治政府は廃藩置県に際して琉球王国を鹿児島県に編入したが、翌年琉球藩を置き、琉球国王(H) を藩王として華族とした。(I) 年には琉球藩を廢して沖縄県を置いた。琉球王国の一部であった奄美群島は、この時鹿児島県に残り、一方、宮古・八重山などの(J) については、日本の琉球領有を認めない清国に対して割譲する提案がなされたが、決着をみないまま、日清戦争後、日本の領有が確定した。

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|-------|
| 1 1872 | 2 1876 | 3 1879 | 4 謝恩使 | 5 刷環使 |
| 6 尚円 | 7 尚典 | 8 トカラ列島 | 9 先島諸島 | |

(ハ) (K) 年、ポツダム宣言の受諾により、日本の主権の範囲は、本州・北海道・九州・四国と連合国が決定する諸小島に限られることになった。(L) 年にサンフランシスコ平和条約が発効し、日本は独立を回復したが、(M) 以南の奄美群島や沖縄諸島などはアメリカの施政権の下におかれた。明治以降、鹿児島県に所属していた奄美群島については、(N) 年には日本復帰が実現したが、沖縄県の日本復帰は(O) 年になってからのことであった。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|--------|--------|
| 1 1942 | 2 1952 | 3 1962 | 4 1972 | 5 1982 |
| 6 北緯28度 | 7 北緯29度 | 8 北緯30度 | 9 甑島列島 | |

III 次の文章の空欄 (A～H) に該当する適当な語句を記入しなさい。

応仁の乱の頃、閑白をつとめていた (A) は、経済的困窮もあって一時的に京を離れた。彼は、のちに政治の要諦を説いた『樵談治要』を將軍 (B) に献上している。五山僧であった (C) は、応仁の乱を避けて西国で儒学を講じ、薩摩に居して薩南学派の祖とされている。17世紀に『鉄炮記』を著した (D) も、薩南学派の流れをくむ僧である。土佐で儒学を講じた (E) は海南学派の祖とされるが、その実在ははっきりしない。応仁の乱の前後、関東地方でも学問が隆盛しており、15世紀前半に關東管領 (F) は、鎌倉時代に創建されたともいわれる学校を再興した。この学校は、16世紀半ばには (G) によって「坂東の大学」と呼ばれている。地方でも出版がなされ、15世紀には大内版が確認できる。また特筆すべきものに、16世紀その家業から (H) と呼ばれる奈良の商人が出版した国語辞書『節用集』がある。

IV 次の史料 (イ～ニ) を読んで、設問に答えなさい。

(イ) 原夫れば、内經・外書の日本に伝はりて興り始めし代には、凡そ二時有りき。皆、(A) の國より浮べ來りき。輕嶋の豊明の宮に 宇御めたまひし 誉田の天皇のみ代に、外書來りき。
磯城嶋の金刺の宮に宇御めたまひし (B) 天皇のみ代に、内典來りき。

(ロ) 降りて天平に及りて、^{いた} 弥^{いよいよ} 尊重をもてす。遂に田園を傾けて、多く大寺を建つ。堂宇の崇く、
仏像の大なること、工巧の妙、莊嚴の奇、鬼神の製のごとくなるあり。人力の為に非ざるに似たり。
また七道諸国をして国分二寺を建てしむ。造作の費、各その國の ^a正税を用ゐたりき。ここに
天下の費、十分にして五。

(ハ) (C) 大仏像成りて、始めて開眼す。この日、東大寺に行幸す。^b天皇親から文武の百官
を率ゐて、設斎大会す。その儀は一に元日に同じ。……この夕、天皇、^c大納言 藤原朝臣仲磨
田村第に還御して、以て御在所と為す。

(ニ) 二十九日。天晴れたり。揚州は四十余寺あり。なかんずく過海し來たまえる (D) 和上の
本住は龍興寺なり。影像現在せり。法進僧都の本住は白塔〔寺〕なり。

(原文を一部修正)

問1 史料の空欄 (A～D) に当てはまる適当な語句を記しなさい。

問2 史料 (イ) と類似の内容が書かれている、中国の歴史書の体裁にならった国史の名称を記しなさい。

問3 史料 (ロ) は、10世紀前半に、ある人物によって天皇に提出された意見書である。提出した人物の氏名を記しなさい。

- 問4 下線aのうち、田地に課された税の名称を記しなさい。

問5 下線bの天皇名を記しなさい。

問6 下線cの人物が権力を握った時期に施行され、その祖父が編纂した法令を記しなさい。

問7 (D) の人物の乾漆像がおかかれている寺院の名称を記しなさい。

問8 史料(二)は承和5(838)年の遣唐使により入唐した僧の日記である。この後の遣唐使の動向について、その背景も含めて100字以内で説明しなさい。

(下書き用)

100

V 次の史料（イ・ロ）を読んで、設問に答えなさい。

(イ) 皇國往古ヨリ他邦貿易ノ事少ナク貨幣之制度イマタ精密ナラス。其品類各種ニシテ其価位モ亦一定セス。今其概略ヲ挙ムニハ慶長金アリ、享保金アリ、文字金アリ、大小判金アリ、一分金_aアリ、二分金アリ、二朱金アリ、一分銀アリ、一朱銀アリ、当百銭アリ、大小數種ノ銅錢_bアリ、其他一時通用ノ貨幣ハ枚挙ニ遑アラス。甚シキハ一国一郡限ノ貨幣_cアリテ今ニ至ルマテ僅ニ其一部ニ通用シ他方ニ流通セサルモノアリ。斯ク其品類区々ニシテ方円大小其価ヲ異ニシ混合雜駁其質ヲ同フセス。……方今貿易ノ道
いまいよ弥盛ムナル時ニ当リテ旧弊ヲ改メ精良ノ新製ヲ設ケンハ何ヲモッテ流通ノ道ヲ開キ富國ノ基ヲ立ンヤ。是政府ノ責任ニシテ然モ燃眉ノ急務タリ。故ニ去ル明治元戊辰ノ年ヨリ早クソノ功ヲ起シ莫大ノ経費ヲ厭ハス（ A ）ニライテ新ニ造幣寮ヲ建置シ……以テ精密ノ通用貨幣ヲ鑄造シ在来ノ貨幣ニ加ヘテ一般ノ流通ヲ資ケントスルノ都合ヲ謀リ既ニ開寮ノ儀典ヲ完了セリ。サレトモ前ニ言ヘルコトク区々各種ノ貨幣多ケレハ……漸々新旧ヲ交換シ（以下略）

(口) 政府紙幣ノ最初ニ発行セラレタルモノハ太政官札ナリ。太政官札ハ維新創業ノ際内外多難國帑
窮乏ノ時ニ当リ莫大ノ経費ヲ支ヘンカ為メ明治元年五月ヨリ之ヲ発行セラレタリ。而シテ其回収
ハ明治五年四月ニ始リ同十一年八月ニ終レリ。太政官札ニ次テ発行セラレタルモノヲ(B)

省札トス。（ B ）省札ハ太政官札ノ大札多ク小札少キヨリ起リタル不便ヲ救ハシカ為メ明治二年十月ヨリ之ヲ發行セラレタリ。而シテ其回収ハ明治五年三月ヨリ官札壱両以下ノモノト同時ニ施行セラレ亦タ官札ト同時ニ回収ヲ完結シタリ。次ニ發行セラレタルモノヲ大蔵省 ^d兌換証券 及ヒ開拓使兌換証券トス。（以下略）

(原文を一部修正)

注 燃眉：焦眉 国帑：国家の財産

- 問 1 下線 a について、5種の貨幣を通用価値の高い順に並べなさい。なお、同じ価値のものがある場合は、そのどちらを先に記してもよい。

問 2 下線 b について、江戸時代において最も発行枚数が多く、広く一般的に用いられた銅錢は何か。

問 3 下線 c に関する、江戸時代、民間で発行され、一部の地域で通用した紙幣を何というか。

問 4 (A) に該当する地名を記しなさい。

問 5 (B) に該当する語を記しなさい。

問 6 下線 d を15字以内で説明しなさい。

問 7 近代の貨幣制度は江戸時代の貨幣制度からどのように変わったか。史料の記述を参考にしつつ、100字以内で論述しなさい。

(下書き用)

100